

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 3
- 北九州市自動車臨時運行許可規則の一部を改正する規則【市民文化スポーツ局市民総務部総務区政課】 29

◇ 告 示

- 利用料金の額の承認【産業経済局雇用・生産性改革推進部雇用政策課】 32

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課】 33

◇ 訂 正

- 第4681号の訂正【財政局財務部財政課】 35

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則

- 1 児童福祉法に基づく措置に要する費用に係る扶養義務者等からの徴収額を、市町村民税の所得割の額を基準として算定することにしました。
- 2 子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、満3歳以上の児童（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を除く。）の保育費の徴収額を零とすることにしました。
- 3 児童福祉法施行令の一部改正に伴い、満3歳以上の児童（満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を除く。）の障害児通所支援に係る障害福祉サービス措置費の徴収額のうち実費負担に相当する部分を除いた部分を徴収しないことにしました。

この規則は、1については令和元年7月1日（障害者入所施設等の施設措置費は、同年6月1日）、2及び3については同年10月1日から適用することにしました。

◇北九州市自動車臨時運行許可規則の一部を改正する規則

自動車の臨時運行の許可の申請に係る提示書類及び申請書の様式を改めることにしました。

この規則は、令和2年7月9日から施行することにしました。

北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和 2 年 7 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 5 5 号

北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則

北九州市児童福祉措置費等徴収規則（昭和 4 0 年北九州市規則第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「北九州市子ども・子育て支援法施行細則」を「満 3 歳以上の児童（満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある児童を除く。）にあっては零、満 3 歳未満の児童（満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある児童を含む。）にあっては北九州市子ども・子育て支援法施行細則」に、「別表第 2」を「別表」に改め、同項第 5 号中「別表第 1」を「別表第 2」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「別表第 1」を「別表第 2」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「別表第 1」を「別表第 2」に、「D₁の項」を「D₂の項」に、「所得税年額が 8, 4 0 0 円」を「市町村民税所得割の額が 1 9, 0 0 0 円」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「別表第 1」を「別表第 2」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2） 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（以下「障害児入所施設等」という。） 別表第 1 に掲げる措置児童等のそれぞれの階層区分ごとに定める金額

第 2 条第 2 項中「別表第 2」を「別表第 3」に改め、同条第 3 項中「児童入所施設」を「第 1 項の規定にかかわらず、児童入所施設」に、「措置費」を「施設措置費」に、「第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 5 号」を「同項第 2 号から第 6 号まで」に改める。

第 2 条の 2 第 1 項中「児童発達支援（法第 6 条の 2 の 2 第 2 項の児童発達支援をいう。以下同じ。）、医療型児童発達支援（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項の医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）若しくは放課後等デイサービス（法第 6 条の 2 の 2 第 4 項の放課後等デイサービス）」を「障害児通所支援（法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援）」に、「第 5 条第 2 項、第 4 項、第 5 項」を「第 5 条第 2 項から第 5 項まで」に、「第 9 項の」を「第 9 項に規定する障害福祉サービスに係る」に改め、「又は所得税」を削り、「別表第 3」を「別表第 4 及び別表第 5」に、「同表」を「別表第 4（同項に規定する重度障害者等包括支援に係る措置にあっては、別表第 5）」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第2条関係）

障害児入所施設等（扶養義務者等用）

各月の初日（月の途中から入所した措置児童等については、その月の初日）における在籍している措置児童等の属する世帯の階層区分		徴収額 （月額）	
階層区分	定義		
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯	4,500円	
D ₁	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	12,000円以下	6,600円
D ₂		12,001円から30,000円まで	9,000円
D ₃		30,001円から60,000円まで	13,500円
D ₄		60,001円から96,000円まで	18,700円
D ₅		96,001円から189,000円まで	29,000円
D ₆		189,001円から277,000円まで	その月におけるその措置児童等に係る措置費の支弁額（その額が41,200円

		を超えるときは、41,200円)
D ₇	277,001円から348,000円まで	その月におけるその措置児童等に係る措置費の支弁額（その額が54,200円を超えるときは、54,200円)
D ₈	348,001円から465,000円まで	その月におけるその措置児童等に係る措置費の支弁額（その額が68,700円を超えるときは、68,700円)
D ₉	465,001円から594,000円まで	その月におけるその措置児童等に係る措置費の支弁額（その額が85,000円を超えるときは、85,000円)
D ₁₀	594,001円から716,000円まで	その月におけるその措置児童等に係る措置費の支弁額（その額が102,900円を超えるときは、102,900円)
D ₁₁	716,001円から864,000円まで	その月におけるその措置児童等に係る措置費の支弁額（その額が122,500円を超えるときは、122,500円)
D ₁₂	864,001円から1,056,00	その月におけるその措置児童等に係る措

		0円まで	置費の支弁額（その額が143,800円を超えるときは、143,800円）
D ₁₃		1,056,001円から1,238,000円まで	その月におけるその措置児童等に係る措置費の支弁額（その額が166,600円を超えるときは、166,600円）
D ₁₄		1,238,001円から1,439,000円まで	その月におけるその措置児童等に係る措置費の支弁額（その額が191,200円を超えるときは、191,200円）
D ₁₅		1,439,001円以上	その月におけるその措置児童等に係る措置費の支弁額

備考

- 1 4月1日から6月30日までの間におけるこの表のBの項、Cの項及びD₁の項からD₁₅の項までの規定の適用については、これらの項中「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。
- 2 この表において「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、同法第323条の市町村民税の減免があった場合は、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 3 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。
 - (1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下この号において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 扶養義務者が指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は、零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

4 措置児童等の属する世帯の階層区分がB階層と認定された世帯が次に掲げる世帯である場合は、この表の規定にかかわらず、当該世帯の徴収額は、零とする。

(1) 扶養義務者のいない世帯

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129

号) 第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により現に児童を扶養しているものの世帯

(3) 次に掲げる障害児又は障害者(社会福祉施設に措置された障害児若しくは障害者、法第24条の2第1項の規定により障害児入所施設等を利用する児童、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の受給者(障害者総合支援法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までに規定する障害福祉サービスに限る。)又は障害者総合支援法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者を除く。)の属する世帯

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項に規定する特別児童扶養手当の支給対象者又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に規定する障害基礎年金その他の障害を支給事由とする年金たる給付の支給を受けている者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) 前3号に掲げる世帯のほか、市長が生活が特に困窮していると認める世帯

5 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合は、その月の徴収額の最も多額な児童等以外の児童等については、この表の徴収額に10分の1を乗じて得た額をもってその児童等の徴収額とする。

6 措置児童等が、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、この表の規定にかかわらず、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については、徴収しない。ただし、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の徴収額を上限として徴収することができる。

7 前項の規定は、階層区分がB階層と認定された世帯に属する措置児童等が、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害児である場合についても同様とする。

別表第2（第2条関係）

児童入所施設（扶養義務者等用）

各月の初日（月の途中から入所した措置児童等、児童自立生活援助の実施を受けた者、助産の実施を受けた者又は母子保護の実施を受けた者については、その月の初日）における在籍している措置児童等、児童自立生活援助の実施を受けている者、助産の実施を受けている者又は母子保護の実施を受けている者の属する世帯（児童自立生活援助の実施を受けている者の属する世帯については、その者に限る。）の階層区分		徴収額 （月額）	
階層区分	定義	入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部及び自立援助ホーム
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円
C	A階層を除き当該年度分の市町	4,500円	2,200

	村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯			円
D ₁	A階層及びC階層	9,000円以下	6,600円	3,300円
D ₂	を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、	9,001円から27,000円まで	9,000円	4,500円
D ₃	その市町村民税所得割の額の区分が	27,001円から57,000円まで	13,500円	6,700円
D ₄	次の区分に該当する世帯	57,001円から93,000円まで	18,700円	9,300円
D ₅		93,001円から177,300円まで	29,000円	14,500円
D ₆		177,301円から258,100円まで	その月におけるその措置児童等に係る措置費の支弁額（その額が41,200円を超えるときは、41,200円）	20,600円
D ₇		258,101円から348,100円まで	その月におけるその措置児童等に係る措置費の支弁額（その額が54,200円を超えるときは、54,200円）	その月における、措置児童等に係る措置費、児童自立生活援助の実施を受けた者に係る自立援助ホーム費又は母子保護の実

			施を受けた者に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（その額が27,100円を超えるときは、27,100円）
D ₈	348,101円から456,100円まで	その月におけるその措置児童等に係る措置費の支弁額（その額が68,700円を超えるときは、68,700円）	その月における、措置児童等に係る措置費、児童自立生活援助の実施を受けた者に係る自立援助ホーム費又は母子保護の実施を受けた者に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（その額が34,300円を超えるときは、34,300円）
D ₉	456,101円か	その月にお	その月にお

	ら583,200円 まで	るその措置児 童等に係る措 置費の支弁額 (その額が8 5,000円 を超えるとき は、85,0 00円)	ける、措置 児童等に係 る措置費、 児童自立生 活援助の実 施を受けた 者に係る自 立援助ホー ム費又は母 子保護の実 施を受けた 者に係る母 子保護の実 施に要する 費用の支弁 額(その額 が42,5 00円を超 えるときは 、42,5 00円)
D 1 0	583,201円か ら704,000円 まで	その月におけ るその措置児 童等に係る措 置費の支弁額 (その額が1 02,900 円を超える ときは、102 ,900円)	その月にお ける、措置 児童等に係 る措置費、 児童自立生 活援助の実 施を受けた 者に係る自 立援助ホー ム費又は母 子保護の実 施を受けた 者に係る母

			子保護の実施に要する費用の支弁額（その額が51,400円を超えるときは、51,400円）
D 1 1	704,001円から852,000円まで	その月におけるその措置児童等に係る措置費の支弁額（その額が122,500円を超えるときは、122,500円）	その月における、措置児童等に係る措置費、児童自立生活援助の実施を受けた者に係る自立援助ホーム費又は母子保護の実施を受けた者に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（その額が61,200円を超えるときは、61,200円）
D 1 2	852,001円から1,044,000円まで	その月におけるその措置児童等に係る措	その月にお

		置費の支弁額 (その額が1 43,800 円を超えると きは、143 ,800円)	る措置費、 児童自立生 活援助の実 施を受けた 者に係る自 立援助ホー ム費又は母 子保護の実 施を受けた 者に係る母 子保護の実 施に要する 費用の支弁 額(その額 が71,9 00円を超 えるときは 、71,9 00円)
D 1 3	1,044,001 円から1,225, 500円まで	その月におけ るその措置児 童等に係る措 置費の支弁額 (その額が1 66,600 円を超えると きは、166 ,600円)	その月にお ける、措置 児童等に係 る措置費、 児童自立生 活援助の実 施を受けた 者に係る自 立援助ホー ム費又は母 子保護の実 施を受けた 者に係る母 子保護の実 施に要する

			費用の支弁額（その額が83,300円を超えるときは、83,300円）
D ₁₄	1,225,501円から1,426,500円まで	その月におけるその措置児童等に係る措置費の支弁額（その額が191,200円を超えるときは、191,200円）	その月における、措置児童等に係る措置費、児童自立生活援助の実施を受けた者に係る自立援助ホーム費又は母子保護の実施を受けた者に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（その額が95,600円を超えるときは、95,600円）
D ₁₅	1,426,501円以上	その月におけるその措置児童等に係る措置費の支弁額	その月における、措置児童等に係る措置費、児童自立生

				活援助の実施を受けた者に係る自立援助ホーム費又は母子保護の実施を受けた者に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額
--	--	--	--	--

備考

- 1 措置児童等、助産の実施を受けている者若しくは母子保護の実施を受けている者の扶養義務者又は児童自立生活援助の実施を受けている者（以下「扶養義務者等」という。）が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 2 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を除く。）、児童心理治療施設（通所部を除く。）、乳児院、助産施設、小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親をいう。
- 3 扶養義務者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦（以下「寡婦」という。）又は同項第12号に規定する寡夫（以下「寡夫」という。）とみなし、当該扶養義務者等の前年の合計所得金額（同項第13号に規定する合計所得金額をいう。ただし、1月から6月までの間の利用においては、前々年の合計所得金額とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、当該扶養義務者等は、市町村民税非課税としてこの表を適用する。
 - (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）その他その者と生計を一にする子（前年の合計所得金額が

同法第86条第1項の規定により控除される額以下である子（他の者の同一生計配偶者（同法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者をいう。）又は扶養親族である者を除く。）に限る。以下同じ。）を有するもの（次号に掲げる者を除く。）

(2) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるもの

4 前項の規定により寡婦又は寡夫とみなした者であって、同項の規定により市町村民税非課税としてこの表を適用するもの以外の者について、第9項において準用する別表第1の備考第2項の所得割の額を計算する場合は、前年の合計所得金額から、前項第1号又は第3号に該当する場合にあっては26万円を、同項第2号に該当する場合にあっては30万円を控除するものとする。

5 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合、助産の実施を受けている場合又は母子保護の実施を受けている場合は、その月の徴収額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設に係るこの表の徴収額に10分の1を乗じて得た額（以下「軽減額」という。）をもってその児童等の徴収額とする。

6 前項の規定にかかわらず、措置児童等の扶養義務者が法第21条の5の2の障害児通所給付費（以下「障害児通所給付費」という。）又は法第24条の2第1項の障害児入所給付費（以下「障害児入所給付費」という。）を支給されている場合におけるその児童等が属する世帯に係る徴収額は、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額を上回るときは第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じて得た額とし、第2号に掲げる額が第1号に掲げる額を上回るときは零とする。

(1) 軽減額に当該措置児童等が属する世帯における施設入所児童等（法第21条の6又は法第27条第1項第3号の規定により措置されている者及び障害児通所給付費又は障害児入所給付費の受給に係る施設の利用者をいう。）の数から1を減じた数を乗じて得た額に、当該措置児童等に係るこの表の徴収額を加えて得た額

(2) 国が定める基準により算定したその月の障害児通所給付費又は障害児入所給付費に係る利用者負担額（法第24条の7の食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の29第1項の肢体不自由児通所医療又は法第24条の20第1項の障害児入所医療に要した費用に係る利用者負担額を含む。）

7 里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収額は、零とする。

8 助産施設に係る徴収額の算定方法は、次に定めるところによる。

(1) 助産施設に係るこの表の徴収額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る徴収額とみなす。

(2) 妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者で、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けられることができる場合は、その給付を受けられる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条第1号その他の法令に規定する特定出産事故をいう。以下同じ。）に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。）に、B階層にあつては10分の2、C階層にあつては10分の3、D₁階層及びD₂階層のうち市町村民税所得割年額が19,000円までの世帯にあつては10分の5をそれぞれ乗じて得た額に相当する額をこの表の徴収額に加えるものとする。

9 別表第1の備考第1項、第2項及び第4項の規定は、この表を適用する場合について準用する。この場合において、同表の備考第2項中「規定する所得割」とあるのは「規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。）」と、同表の備考第4項各号

列記以外の部分中「措置児童等」とあるのは「措置児童等（助産施設又は母子保護施設の入所者以外の者にあつては、年齢が20歳未満の者に限る。）」と、同項第1号中「世帯」とあるのは「世帯（自立援助ホームの入所児童は、当該世帯とみなす。）」と読み替えるものとする。

別表第3（第2条関係）

短期入所措置の場合における乳児院（扶養義務者等用）

各月の初日（月の途中から入所した措置児童等については、その月の初日）における在籍している措置児童等の属する世帯の階層区分		徴収額 （日額）	
階層区分	定義		
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯		0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		0円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯		1,000円
D ₁	A階層及びC	81,000円以下	1,000円
D ₂	階層を除き当該年度分の市	81,001円から1,426,500円まで	2,000円
D ₃	町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	1,426,501円以上	その措置児童等に係る措置費の支弁額
備考 別表第1の備考第1項及び第2項並びに別表第2の備考第1項の規定は、この表を適用する場合について準用する。この場合において、別表第1の備考第1項中「D ₁₅ の項」とあるのは「D ₃ の項」と			

、同表の備考第2項中「規定する所得割」とあるのは「規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。）」と読み替えるものとする。

別表第3の次に次の2表を加える。

別表第4（第2条の2関係）

障害福祉サービス措置費用徴収額

税額等による階層区分		上限月額	徴収額		
			居宅介護、同行援護、行動援護及び重度訪問介護30分当たり	障害児通所支援1日当たり	短期入所1日当たり
A	生活保護法による被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者	0円	0円	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0円	0円	0円	0円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の	1,100円	50円	100円	100円

	額のみ の世帯					
D ₁	A階層 及びC 階層を 除き当 該年度 分の市 町村民 税の課 税世帯 であっ て、そ の市町 村民税	12,000円以下	1,600円	1000円	2000円	2000円
D ₂	除き当 該年度 分の市 町村民 税の課 税世帯 であっ て、そ の市町 村民税	12,001円から30,000円まで	2,200円	1500円	3000円	3000円
D ₃	除き当 該年度 分の市 町村民 税の課 税世帯 であっ て、そ の市町 村民税	30,001円から60,000円まで	3,300円	2000円	4000円	4000円
D ₄	所得割 の額の 区分が 次の区 分に該 当する 世帯	60,001円から96,000円まで	4,600円	2500円	5000円	6000円
D ₅	所得割 の額の 区分が 次の区 分に該 当する 世帯	96,001円から189,000円まで	7,200円	3000円	7000円	1,000円
D ₆	所得割 の額の 区分が 次の区 分に該 当する 世帯	189,001円から277,000円まで	10,300円	4000円	1,000円	1,400円
D ₇	所得割 の額の 区分が 次の区 分に該 当する 世帯	277,001円から348,000円まで	13,500円	5000円	1,300円	1,800円

D ₈	348, 001円 から46 5,00 0円まで	17,1 00円	600円	1,70 0円	2,3 00円
D ₉	465, 001円 から59 4,00 0円まで	21,2 00円	800円	2,10 0円	2,8 00円
D ₁₀	594, 001円 から71 6,00 0円まで	25,7 00円	1,00 0円	2,50 0円	3,4 00円
D ₁₁	716, 001円 から86 4,00 0円まで	30,6 00円	1,20 0円	3,00 0円	4,1 00円
D ₁₂	864, 001円 から1, 056, 000円 まで	35,9 00円	1,40 0円	3,50 0円	4,8 00円
D ₁₃	1,05 6,00 1円から 1,23 8,00 0円まで	41,6 00円	1,60 0円	4,00 0円	5,5 00円
D ₁₄	1,23 8,00	47,8 00円	1,90 0円	4,60 0円	6,4 00円

		1円から 1,439,000円まで				
D ₁₅		1,439,001円以上	その月におけるその措置児童等に係る介護給付費等基準額（障害児通所支援は、障害児通所給付費基準額及び肢体不自由児通所医療費基準額）	その措置児童等に係る介護給付費等基準額	その措置児童等に係る障害児通所給付費基準額及び肢体不自由児通所医療費基準額	その措置児童等に係る介護給付費等基準額

備考

- 1 この表において「介護給付費等基準額」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に準じて算定した額（食事提供体制加算を除く。）をいう。
- 2 この表において「障害児通所支援給付費基準額」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）に準じて算定した額をいう。
- 3 この表において「肢体不自由児通所医療費基準額」とは、法第21条の5の29第2項の肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額をいう。
- 4 行動援護について、所要時間が7時間30分以上の場合の徴収額

は、この表に掲げる額に1.6を乗じて得た額とする。ただし、その措置児童等に係る介護給付費等基準額を上限とする。

- 5 扶養義務者の1月当たりの徴収額は、税額等による階層区分に応じ、上限月額のカラムに掲げる額を上限とする。
- 6 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合及び複数の障害児通所支援又は障害福祉サービス（障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。）に係る措置を受けることにより、この表の徴収額を超える被措置者の措置に要する費用が発生する場合は、この表の徴収額を上限とする。
- 7 扶養義務者が障害者総合支援法第19条第1項の規定による介護給付費等の支給の決定を受けている者である場合は、当該扶養義務者に係る障害福祉サービス措置費の徴収は、行わない。
- 8 Cの項及びD₁の項からD₁₅の項までの税額等による階層区分の者であって、小学校就学前児童（障害児通所支援に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童心理治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。以下同じ。）が2人以上いる障害児の扶養義務者にあつては、次表の第1欄に掲げる障害児の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる額を当該扶養義務者の障害児1人当たりの徴収額とする（次項に該当する場合を除く。）。

第1欄	第2欄
障害児（小学校就学前児童であるものを除く。）及び小学校就学前最年長児童（扶養義務者の小学校就学前児童のうち最年長者をいう。以下同じ。）である障害児	徴収額のカラムに定める額
扶養義務者の小学校就学前児童である障害児（小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児に限る。）	徴収額のカラムに定める額に2分の1を乗じて得た額

)	
上記以外の障害児	0円

9 Cの項及びD₁の項からD₁₅の項までの税額等による階層区分の者のうち、負担額算定基準者（扶養義務者の児童、当該扶養義務者の児童であった者及び当該扶養義務者又はその配偶者の直系卑属（当該扶養義務者の児童及び当該扶養義務者の児童であった者を除く。）（当該扶養義務者と生計を一にする者に限る。）をいう。以下同じ。）が2人以上いる扶養義務者であって、当該扶養義務者及び当該扶養義務者と同一の世帯に属する者についてやむを得ない事由による措置を行った月の属する年度（やむを得ない事由による措置を行った月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第4号に規定する市町村民税の所得割の額を合算した額が77,101円未満であるものにあつては、次表の第1欄に掲げる障害児の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる額を当該扶養義務者の障害児1人当たりの徴収額とする。

第1欄	第2欄
扶養義務者の障害児（小学校就学前負担額算定基準者（負担額算定基準者のうち小学校就学の始期に達するまでのものをいう。以下同じ。）であるものを除く。）	徴収額の欄に定める額
扶養義務者の小学校就学前最年長負担額算定基準者（小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者をいう。以下同じ。）である障害児（全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者である場合に限る。）	徴収額の欄に定める額
扶養義務者の小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児（負担額算定基準者の	徴収額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

うち小学校就学前負担額算定基準者以外の者が1人のみである場合に限る。)	
扶養義務者の小学校就学前負担額算定基準者である障害児 (小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児に限る。)) (全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者である場合に限る。)	徴収額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額
上記以外の障害児	0円

10 措置児童等（障害児通所支援の措置に係る被措置者に限る。）が満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、この表の規定にかかわらず、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については、徴収しないこととする。ただし、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の徴収額を上限として徴収することができる。

11 別表第1の備考第1項から第3項までの規定は、この表を適用する場合について準用する。

別表第5（第2条の2関係）

重度障害者等包括支援措置費用負担額

税額等による階層区分		徴収額 (月額)
A	生活保護法による被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0円

C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯		2, 200円
D ₁	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	12, 000円以下	3, 300円
D ₂		12, 001円から30, 000円まで	4, 500円
D ₃		30, 001円から60, 000円まで	6, 700円
D ₄		60, 001円から96, 000円まで	9, 300円
D ₅		96, 001円から189, 000円まで	14, 500円
D ₆		189, 001円から277, 000円まで	20, 600円
D ₇		277, 001円から348, 000円まで	27, 100円
D ₈		348, 001円から465, 000円まで	34, 300円
D ₉		465, 001円から594, 000円まで	42, 500円
D ₁₀		594, 001円から716, 000円まで	51, 400円
D ₁₁		716, 001円から864, 000円まで	61, 200円
D ₁₂		864, 001円から1, 056, 000円まで	71, 900円
D ₁₃		1, 056, 001円から1, 238, 000円まで	83, 300円
D ₁₄		1, 238, 001円から1, 439, 000円まで	95, 600円
D ₁₅		1, 439, 001円	その月のその措置見

	以上	童等に係る介護給付費等基準額
備考		
1 扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額から障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。		
2 別表第1の備考第1項から第3項まで及び別表第4の備考第1項の規定は、この表を適用する場合について準用する。		

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の北九州市児童福祉措置費等徴収規則（以下「改正後の規則」という。）の次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第2条第1項第2号及び第3項、第2条の2、別表第1（備考第6項及び第7項を除く。）、別表第4（備考第10項を除く。）並びに別表第5の規定 令和元年6月1日
 - (2) 第2条第1項第3号から第6号まで及び第2項、別表第2並びに別表第3の規定 令和元年7月1日
 - (3) 第2条第1項第1号、別表第1の備考第6項及び第7項並びに別表第4の備考第10項の規定 令和元年10月1日

(経過措置)

- 3 改正後の規則の規定は、前項各号に規定する改正後の規則の規定のそれぞれの適用の日（以下「適用日」という。）以後に入所又は通所の措置がとられた児童等に係る措置費の徴収について適用し、同日前に入所又は通所の措置がとられた児童等に係る措置費の徴収については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、適用日からこの規則の施行の日の前日までの間に入所又は通所の措置がとられた児童等（適用日前から引き続いて入所又は通所の措置がとられた児童等を含む。）に係る措置費の徴収については、改正後の規則の規定により算定した徴収額が改正前の北九州市児童福祉措置費等徴収規則の規定により算定した徴収額（以下「改正前の規定による徴収額」という。）を超えるときは、改正前の規定による徴収額を徴収する。
- 5 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、保健福祉局長又は子ども家庭局長が定める。

北九州市自動車臨時運行許可規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 5 6 号

北九州市自動車臨時運行許可規則の一部を改正する規則

北九州市自動車臨時運行許可規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 9 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「申請者」を「申請人」に改め、「のいずれか」を削り、同項各号を次のように改める。

(1) 申請に係る自動車（以下「申請自動車」という。）に係る次のいずれかの書類

ア 自動車検査証（限定自動車検査証を含む。）

イ 登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書を含む。）

ウ 自動車通関証明書

エ 自動車検査証返納証明書

オ 完成検査終了証

カ 製作証明書

キ 登録事項等証明書

ク その他申請自動車の同一性を確認することができる書類

(2) 申請自動車の自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。）

(3) 申請に係る手数料を納付したことを確認することができる書類

(4) 申請人又は来庁者（申請のため来庁した申請人以外の者をいう。）

が本人であることを確認することができる自動車運転免許証、個人番号カード、在留カード等の書類

第 2 条第 2 項を削る。

様式を次のように改める。

様式（第2条関係）
（表面）

自動車臨時運行許可申請書

APPLICATION FOR CAR TEMPORARY PLATE

※注：裏面をよく読んで太線内を記入し、必要な書類を添えて提出してください。

車名 Maker of the vehicle				自動車損害賠償責任保険 Car Insurance
形状 Type of Body	1 箱形(Box-shaped) 2 ステーションワゴン(Station Wagon) 3 バン(Van) 4 キャブオーバー(Cab-over) 5 オートバイ(motorcycle) 6 その他()			
車台番号 Serial No.			保険会社名 Name of Co.	保険会社
運行の目的 Purpose	1 車検のための回送(Inspection) 2 登録のための回送(Registration) 3 封印取付け(Seal)のための回送 4 その他(Other) ()		証明書番号 Voucher No.	
運行の経路 Route	出発地(From) 経由地(Via) 到着地(To) ※発着主要経路の地点名を記入してください。		保険期間 Insurance Period	自(From) 年 月 日 至(To) 年 月 日
運行の期間 Service period	自(From) 年 月 日 ~ 至(To) 年 月 日 (日間) ※目的達成に必要な最小限の日数を記入してください。 (通常、整備のための回送は1日間、車検又は登録のための回送は1~2日間です。)		備考	

裏面の注意事項に同意の上、上記のとおり臨時運行の許可を申請します。 年 月 日

北九州市 区長

申請人	住所 Applicant's Address			番号標番号	枚数 — 1・2
	氏名又は名称 Name ※法人の場合は、 代表者名も 記入してください	(代表者)		許可番号	No.
	業種 Type of industry	1 販売業(Sales) 2 整備業(Maintenance Services) 3 個人(Personal) ※申請人と異なる場合のみ記入		許可年月日	年 月 日
	番号標受領者氏名及び住所 Recipient name Applicant's Address			有効期間	~ 年 月 日
				返納月日	年 月 日
				備考	
				返納期限	年 月 日まで

(日本産業規格 A 4)

(裏面)

◎ 注意事項

- 1 不正に許可を受けた場合は、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又はこれらが併科されます。
(道路運送車両法第107条)
- 2 許可証又は番号標の有効期限が満了したときは、その日から5日以内に返納してください。この返納期限内に許可証又は番号標を返納しないときは、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。
(道路運送車両法第108条)
- 3 許可を受けた自動車であっても保安基準に適合しなければ、運行してはなりません。
- 4 上記1から3までに該当すると思われる場合は、本申請に関する情報を管轄する警察署に情報提供します。

◎ 臨時運行許可を申請する方は、下記の書類を必ず提示してください。

- 1 自動車検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、登録事項等証明書等
- 2 自動車損害賠償責任保険証明書(自動車損害賠償責任共済証明書を含む。)
- 3 申請人又は来庁者の住所が確認できるもの。
自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等

◎ 申請書記載方法

- 1 車名は、トヨタ、ニッサン、ホンダ、マツダ 等と記入してください。
- 2 形状は、該当番号に○印を付けてください。「6 その他」の場合は、()内に自動車検査証上の車体の形状を記入してください。
- 3 車台番号は、車台に打刻されている記号番号を記入してください。
- 4 運行の目的は、該当番号に一つだけ○印を付けてください。「4 その他」の場合は、()内に具体的に記入してください。
- 5 運行の経路は、運行目的達成のための発着主要経路の地点名を記入してください。
(例 千代田区霞ヶ関～〇〇市～〇〇高速～〇〇市〇〇区)
したがって、都道府県内一円、市、町内等漠然とした地域を記入したもの、車検切れの車を販売する等の目的で各地を巡回する場合等は、許可できません。
- 6 許可を受ける方は、申請人欄に必ず記入(申請人と来庁者が異なる場合は、番号標受領者欄も記入)してください。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する旧様式による用紙は、当分の間これを使用することができる。

北九州市告示第 301 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 6 号）第 6 条第 3 項の規定により、北九州産業技術保存継承センターの利用料金の額を承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 34 号）第 5 条の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 7 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

				金額		期間
企 画 展 示 室	陳 列 品 の 観 覧 料	—		大人	小・中学校の 児童及び生徒	令和 2 年 7 月 2 3 日から同年 9 月 27 日まで
		個人	1 人	300 円	100 円	
		団体（30 人以上）	1 回	240 円	80 円	

北九州市公告第480号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなし、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和2年7月9日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ八幡西店
北九州市八幡西区八枝三丁目2番32号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
イオン九州株式会社
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
代表取締役 柴田祐司
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 変更前 午前9時から午後9時まで
イ 変更後 24時間
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
ア 変更前 午前8時30分から午後9時30分まで
イ 変更後 24時間
- 4 変更する年月日
令和2年8月1日
- 5 届出年月日
令和2年7月3日
- 6 縦覧場所
 - (1) 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課
 - (2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号
北九州市八幡西区役所総務企画課

7 縦覧期間

この公告の日から令和2年11月9日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

8 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和2年11月9日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
令和2年	第4681号	11	出資による権利 の項数量の欄中	70,493,364	68,899,155